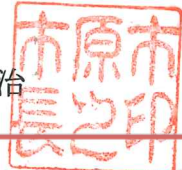


一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 市原市五井 9 0 9 3 番地 3
氏 名 みどり産業 株式会社
代表取締役 津根 頼行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、
一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証する。

市原市長 小出 譲治



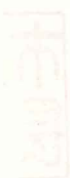
複写無効

- 1 許可番号 第 A - 6 号
- 2 許可年月日 令和 4 年 4 月 1 日
- 3 許可期限 令和 6 年 3 月 3 1 日
- 4 事業の範囲
 - (1) 処理区分
収集運搬業
 - (2) 取扱廃棄物の種類
一般廃棄物 (ごみ)
 - (3) 事業の区域
 - ア 収集区域
市原市行政区域
 - イ 搬入先
市処理施設及び市長の指定する施設へ搬入
- 5 事業の用に供するすべての施設
別紙 1 のとおり
- 6 許可条件
 - (1) 当該車両には、別紙 2 のとおりの指定車両番号等を記入すること。
 - (2) その他市長が必要と認める指示事項については、これを遵守すること。
- 7 許可の更新・変更等の状況
昭和 5 1 年 1 月 2 0 日 新規許可
令和 4 年 4 月 1 日 更新許可

別紙 1 (みどり産業株式会社)

事業の用に供するすべての施設

車両登録番号	形状	積載量 (kg)	指定車両番号
袖ヶ浦 800 あ 2104	塵芥車	2,650	4
袖ヶ浦 800 あ 1639	塵芥車	3,000	19
袖ヶ浦 800 あ 1629	塵芥車	1,700	21
袖ヶ浦 400 あ 599	キャブオーバ	2,000	22
袖ヶ浦 800 あ 699	塵芥車	2,100	23
市 原 800 あ 4	塵芥車	2,500	24
袖ヶ浦 830 あ 959	塵芥車	1,900	25
袖ヶ浦 800 あ 1899	塵芥車	1,500	31
袖ヶ浦 800 あ 1648	塵芥車	3,000	52
袖ヶ浦 800 あ 1865	塵芥車	2,950	53
袖ヶ浦 800 あ 1206	塵芥車	2,150	59
袖ヶ浦 800 あ 1571	塵芥車	1,400	65
市 原 800 あ 6	塵芥車	2,700	83
袖ヶ浦 800 あ 1847	塵芥車	3,100	(食品リサイクル車)
袖ヶ浦 800 あ 1172	冷蔵冷凍車	3,050	(食品リサイクル車)
市 原 800 あ 30	塵芥車	2,900	(食品リサイクル車)
袖ヶ浦 800 あ 2067	塵芥車	3,050	(食品リサイクル車)
千 葉 800 い 178	塵芥車	2,000	(食品リサイクル車)



一般廃棄物処理業許可車両の表示方法

- 1 表示は、「一般廃棄物処理業 市原市指定No.〇〇」とする。
- 2 文字は、白地に黒で記入する。
- 3 字体はゴシック体で、文字の大きさは縦7cm・横6cmとする。
- 4 ドアの左右に表示すること。
- 5 車体の左右に社名を表示すること。
- 6 表示は、塗装又は耐久性及び強度が確保される粘着テープ（シール）仕様とする。

（例）

